

警務手帳に関する訓令を次のように定める。

昭和30年12月5日

防衛庁長官 船田 中

警務手帳に関する訓令

改正

昭和36年10月16日庁訓第	62号
昭和37年 1月12日庁訓第	2号
昭和37年 5月 1日庁訓第	31号
昭和48年 3月27日庁訓第	10号
昭和49年 4月11日庁訓第	27号
昭和52年10月 6日庁訓第	34号
昭和54年12月18日庁訓第	38号
平成 元年 3月 4日庁訓第	6号
平成 8年 3月25日庁訓第	16号
平成11年 3月19日庁訓第	8号
平成13年 3月26日庁訓第	24号
平成19年 1月 5日庁訓第	1号
平成19年11月19日省訓第	163号

(目的)

第1条 この訓令は、警務官及び警務官補（以下「警務官等」という。）が司法警察職員としての職務を行うに当りその身分を示す証票（以下「警務手帳」という。）について規定することを目的とする。

(警務手帳の携行及び呈示)

第2条 警務官等は、その職務を行うに当つては、常に警務手帳を携行し、警務官等であることを示す必要がある場合には、証書及び司法警察職員章を呈示しなければならない。

(警務手帳の制式)

第3条 警務手帳の制式は、次のとおりとし、その形状は、別図のとおりとする。

(1) 本体（証票及び司法警察職員章以外の部分をいう。以下同じ。）は、黒色革製

二つ折とし、黒色のひもを付ける。

(2) 証票入れは、無色透明プラスチック製とし、証票に表示された事項を外側から確認できるものとする。

(3) 証票は、薄黄色の紙製とし、写真（自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）別表第1から別表第6までに定める「常装」「冬服」を着用した脱帽上半身のもの）をはり付け、それに陸上幕僚監部、海上幕僚監部又は航空幕僚監部の印を浮き出しにして契印し、その下段に警務手帳の交付者の職印を押す。

(4) 司法警察職員章は、金属製とし、桜花、月桂樹の葉及び文字の台地を銀色、「司法警察職員」、「防衛省」及び「JUDICIAL POLICE OFFICIAL」の文字を黒色、その他の部分を金色で表示する。

（警務手帳の交付）

第4条 警務手帳は、陸上自衛官である警務官等に対しては陸上幕僚長が、海上自衛官である警務官等に対しては海上幕僚長が、航空自衛官である警務官等に対しては航空幕僚長がそれぞれ交付する。

2 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）は、それぞれ別記様式による警務手帳交付台帳を備え、警務手帳の交付及び返納の状況を明らかにしておかなければならない。

（警務手帳の取扱）

第5条 警務手帳は、慎重に取り扱い、紛失することのないように特に留意しなければならない。

2 警務手帳は、他人に貸与してはならない。

（警務手帳の紛失）

第6条 警務官等は、警務手帳を紛失した場合には、遅滞なく、警務手帳の証票番号及び交付年月日並びにその紛失の日時、場所及び事由をそれぞれ幕僚長に報告しなければならない。

2 幕僚長は、警務手帳を紛失した者があつた場合には、その再交付をするに先立ち、直ちに紛失した警務手帳を無効にする旨を部内及び関係部隊に公告するとともに、必要があるときは都道府県警察その他の関係機関に連絡しなければならない。

（警務手帳の交換）

第7条 幕僚長は、警務手帳の本体、証票又は司法警察職員が破損又は汚損して使用にたえなくなつた場合には、これの返納を命じ、新たに本体、証票又は司法警察職員を交付しなければならない。

2 幕僚長は、警務官等が昇任した場合は、証票の返納を命じ、新たに証票用紙を交付しなければならない。

（警務手帳の検閲）

第8条 幕僚長、方面総監、師団長、旅団長、小平学校長、警務隊長、警務隊司令、航空警務隊司令、本部付警務隊長、方面警務隊長、地区警務隊長、地方警務隊長、警務分遣隊長、師団司令部付隊長、旅団司令部付隊長、保安中隊長又は混成団本部付隊長は、随時警務手帳の検閲を行わなければならない。

(警務手帳の返納)

第9条 警務官等は、警務官等を免ぜられたときは、直ちに警務手帳を幕僚長に返納しなければならない。

(委任規定)

第10条 警務手帳の交付及び返納手続、保存その他この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長が定める。

#### 附 則

- 1 この訓令は、昭和30年12月5日から施行する。
- 2 警務手帳に関する訓令（昭和28年保安庁訓令第13号）は、廃止する。

附 則（昭和36年10月16日庁訓第62号）

- 1 この訓令は、昭和37年1月18日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日から自衛隊法の一部を改正する法律（昭和36年法律第126号）附則第1項の提出までの間は、同法附則第2項前段の規定によりなお存続する管区隊又は混成団については、この訓令による改正前の防衛庁訓令（第1条に規定する訓令を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

附 則（昭和37年1月12日庁訓第2号）

この訓令は、昭和37年1月18日から施行する。

附 則（昭和37年5月1日庁訓第31号）

この訓令は、昭和37年5月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月27日庁訓第10号）

この訓令は、昭和48年3月27日から施行する。

附 則（昭和49年4月11日庁訓第27号）

この訓令は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則（昭和52年10月6日庁訓第34号）

この訓令は、昭和52年10月6日から施行する。

附 則（昭和54年12月18日庁訓第38号）

この訓令は、昭和54年12月18日から施行する。

附 則（平成元年3月4日庁訓第6号）（抄）

- 1 この訓令は、平成元年3月4日から施行する。
- 4 この訓令の施行前に警務手帳に関する訓令第4条第1項の規定により交付された警務手帳の形状については、改定後の警務手帳の形状にかかわらず、この訓令

の施行日以後においても、なお従前の例によるものとする。

5 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（平成8年3月25日庁訓第16号）

この訓令は、平成8年3月29日から施行する。

附 則（平成11年3月19日庁訓第8号）

この訓令は、平成11年3月29日から施行する。

附 則（平成13年3月26日庁訓第24号）（抄）

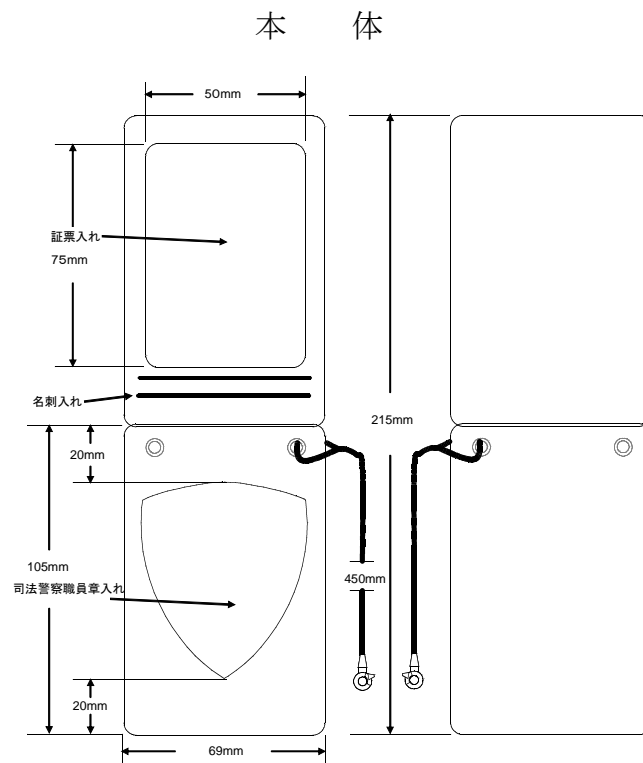
1 この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

附 則（平成19年11月19日省訓第163号）

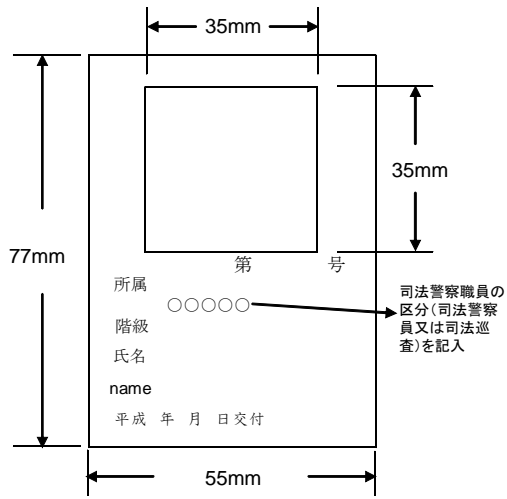
1 この訓令は、平成19年11月19日から施行する。

2 この訓令の施行の日前に警務手帳に関する訓令第4条第1項の規定により交付された警務手帳については、この訓令による改正後の警務手帳の制式にかかわらず、この訓令の施行の日以後においてもなお従前の例により使用することができる。

別図（第3条関係）



### 証 票



### 司法警察職員章



### 別記様式 (第4条関係)

手帳番号	所 属	階級・氏名	認 番	交付年月日	返納年月日	備 考